

平成30年
第4回定例会
会議録

平成30年12月12日

平成30年第4回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成30年12月12日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会 期 の 決 定
〔議 長 諸般の報告〕
日程第 3 所管事務調査の報告について
日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について
日程第 5 平成30年第3回定例会
認定第1号 平成29年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 平成29年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算
の認定について
認定第3号 平成29年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
認定第4号 平成29年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
認定第5号 平成29年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
認定第6号 平成29年度江差町公設卸売市場事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
認定第7号 平成29年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
認定第8号 平成29年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
認定第9号 平成29年度江差町水道事業会計決算の認定について
〔町 長 行政報告〕
日程第 6 一 般 質 問
日程第 7 承認第 1号 平成30年度江差町一般会計補正予算(第5号)の専決処
分の承認を求めることについて
日程第 8 承認第 2号 平成30年度江差町公共水道事業特別会計補正予算(第1
号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第 9	議案第 1 号	江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 2 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 3 号	平成 3 0 年度江差町一般会計補正予算 (第 6 号) について
日程第 1 2	議案第 4 号	平成 3 0 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 1 3	議案第 5 号	平成 3 0 年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 1 4	議案第 6 号	平成 3 0 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 1 5	議案第 7 号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第 1 6	議案第 8 号	江差町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 7	議案第 9 号	江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 8	議案第 1 0 号	江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 9	議案第 1 1 号	平成 3 0 年度江差町一般会計補正予算 (第 7 号) について
日程第 2 0	議案第 1 2 号	平成 3 0 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 2 1	議案第 1 3 号	平成 3 0 年度江差町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 2 2	議案第 1 4 号	平成 3 0 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 2 3	同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 2 4	陳情第 1 号	宿泊施設誘致に関する陳情について
日程第 2 5	発議第 1 号	難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提出について
日程第 2 6	発議第 2 号	義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書の提出について
日程第 2 7	発議第 3 号	認知症施策の推進を求める意見書の提出について
日程第 2 8	発議第 4 号	後期高齢者の窓口 2 割負担への引き上げを行わないことを求める意見書の提出について
日程第 2 9	発議第 5 号	被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書の提出に

			について
日程第 3 0	発議第 6 号		国保の抜本的改革を求める意見書の提出について
日程第 3 1	発議第 7 号		2019年10月からの消費税10%への増税中止を求 める意見書の提出について
日程第 3 2	発議第 8 号		議員の派遣について
日程第 3 3	発議第 9 号		子育て支援に関する事務調査について(社会文教常任委員 会事務調査)

◎ 出席議員 (11名)

議	長	打 越 東 亜 夫
副	議	小 笠 原 淳 夫
議	員	薄 木 晴 午
〃		飯 田 隆 一
〃		萩 原 徹
〃		小 梅 洋 子
〃		塚 本 眞
〃		西 海 谷 望
〃		若 山 明 廣
〃		小 野 寺 真
〃		小 林 くにこ

◎ 出席説明者

町	長	照 井 誉 之 介
副	町	田 畑 明
教	育	太 田 誠

総務課長	木村晃
まちづくり推進課長	出崎雄司
財政課長	斉藤敏己
税務課長	安田克臣
町民福祉課長	岸田礼治
健康推進課長	白鳥智子
産業振興課長	大杉則明
追分観光課長	尾山徹
建設水道課長	岸田雄治
高齢あんしん課長	梅川年代
出納室長	岸田真由美
学校教育課長	中川智
社会教育課長	大坂敏文
総務課主幹	竹内強
まちづくり推進課主幹	畑竜哉

(議会事務局)

局	長	清水直樹
書	記	森直彦

開 会 10:00

(ベルが鳴る)

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成30年第4回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の通りであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、5番、塚本議員、10番、薄木議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定について、を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」

はい。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」(議会運営委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」

議会運営委員会から報告を致します。

当委員会は、11月26日、12月5日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提案される議案内容の説明を受けるとともに、日程及び運営について協議を致しました。

今定例会には、平成29年度各会計の決算認定9件、30年度の補正予算が一般会計、特別会計合わせて8件、条例改正5件、委員会報告6件、議員発議9件、一般質問は6名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書の通りでございます。

以上の内容を踏まえまして、会期を12月12日、今日1日間とします。

一般質問につきましては、これまでと同様に、一問一答方式で行うことと致しました。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制と致します。質問、答弁については、一回目の質問、答弁については演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇、理事者は自席で行うことと致します。また理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。

また、一般質問や議案等の質疑で感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言は厳に慎むようお願い致します。

以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告の通りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とし、一般質問については、一問一答方式で行い、一回目の質疑・答弁については、演台により行い、再質問以降については、議員は同じく演台で、理事者は自席で行うことと致します。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分以内の

時間制を採用して行うこと、また、理事者においては、議員から質疑、質問・質疑を、に対して、議長の許可を得て、反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定致しました。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付の通りでありますので、ご了承お願い致します。

(議長)

日程第3、所管、事務局、事務調査の報告について、平成30年第2回定例会、発議第16号、学校施設に関する事務調査を議題と致します。

本案については、所管の社会文教常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小林委員長」

はい。議長。

(議長)

「小林委員長」。

「小林委員長」(社会文教常任委員会報告)

それでは、社会文教常任委員会から報告させていただきます。委員会調査報告についてです。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記の通り報告致します。

1、調査事件

平成30年第2回定例会、発議第16号、学校施設に関する事務調査。

2、調査期日

平成30年 8月 2日、事務調査内容協議。

8月17日、担当課聞き取り調査。

9月18日、現地視察調査。(江差北小学校・江差北中学校・江差小学校・南が丘小学校・江差中学校)

10月11日、現地視察まとめ

11月13日、事務調査まとめ

3、調査の結果

学校施設は児童生徒の教育の場であると共に、地域住民にとって最も身近な公共施設として、また地域の防災拠点としての役割の強化が求められています。

町内公立学校5校のうち4校については築年数40年以上経過している建造物もあり、経年劣化による施設自体の老朽化が著しく、学校および公的施設としての役割を含めた中長期的視点にたった長寿命化対策が求められており、本委員会ではこれらの点を念頭に調査を行ってきました。

これらの調査結果について、次のとおり意見を付して提出します。

<意見>

- 1) 全校にみられた雨漏りについては、教室や廊下、実習室など相当な箇所数に上る学校もあり、雨漏りによる電気設備などへの二次的な損傷や、転倒による怪我など生徒への安全上、早急に対策をとる必要がある。
特に、江差中学校においては、築4年での雨漏りが見られたため、施工業者と協議をするなど、適切な修繕に努めること。
- 2) 教室や階段などに設置されている採光ガラスが破損している箇所も相当数みられ、破損したガラス窓については、板張りやテープによる応急的な処置になっているため、適切な改修の必要がある。
- 3) 非常口の開閉に難があり、緊急時の避難行動などに影響が出るおそれもある。また窓の開閉施錠においてもセキュリティ上、対策を講ずる必要がある。
- 4) 上記で特に大きな課題を列挙しているが、その他にもそれぞれの小中学校からは多くの営繕に関する要望が出されており、多額の予算を要しない事案においては、早急に対応する必要がある。
- 5) 教育環境の整備の遅れが随所に見られ、特にパソコン教室においては空調整備が対応できておらず、ICT学習において支障をきたしており、教育環境の改善を推進すべきである。
- 6) 今年度4月より一部改訂された学校環境衛生基準における望ましい温度の基準「17℃以上、28℃以下」において、聞き取り調査では教室内温度が35度を超える日もあり、日常的な温度および湿度の管理の徹底が必要である。当面の対策として、各教室への網戸整備等の対策が必要である。
- 7) トイレに関しては、学習発表会など各行事には児童生徒以外も利用するものであり、また、指定避難所としての観点からも、要配慮者の利用も考慮した洋式および多目的トイレなどのバリアフリー化を図るべきである。
- 8) 各地域にある小中学校は非常災害時には地域の避難施設としての機能も有しており、これらの機能を十分に備える必要がある。

災害による長期の指定避難施設としての整備も重要である。
防災訓練の実施や避難用品の備蓄などの視点での施設管理も必要である。
以上でございます。

(議長)

以上で、委員長報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
学校施設に関する事務調査について、委員長の報告の通り、了承したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。
よって本案については、委員長報告の通り、了承することに決定致しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出について、を議題と致します。
議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会及び議会広報特別委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付の通り、継続調査の申し出がありました。
各委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

日程第5、認定第1号、平成29年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、平成29年度江差町水道事業会計決算認定についてまで、各会計決算認定を一括して議題と致します。

ただ今、各認定議案について、平成30年第3回定例会において、平成29年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託されておりますので、報告を求めます。

「小笠原委員長」。

「小笠原副委員長」

はい。

「小笠原副委員長」(決算審査特別委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小笠原副委員長」

平成29年度江差町一般会計外、8件の決算の認定について、決算委員会特別委員会の報告を致します。

本件は、9月定例会において審査すべき事件として本委員会に付託され、10月18日から22日までに、町長及び教育長を始め、担当職員の出席を求め、審査した結果、各会計決算については、それぞれ認定すべきものと決定しました。

なお、委員会として次の要望事項については、当局として十分検討されるようお願い致します。

最初に防災備蓄についてであります。

現在、防災備蓄については、町内備蓄センター1箇所となっている、昨年、作成された防災計画をより実効性の高いものにするためにも、地理的防災の種類に対応できる防災設備について、早急な対応が必要である。

また、自分の身は自分で守るという防災に対する基本的な活動に加え、避難所、防災備蓄に対する地域住民の協力体制も併せて、構築するためにも、町内会組織の一連の一層の

望まれるところでございます。

次に、避難行動要支援者名簿に関わる条例化についてであります。

避難行動要支援者の安全を確保をするために、平常時から防災体制の整備が急務である。については、町内会等、防災地域防災組織に対する避難行動要支援者名簿の提供にあたり、プライバシー保護に配慮したうえで、当該事項の条例化が必要であると考えているところでございます。

次に、町営住宅管理についてであります。

町営住宅については、建設後、経過過年度により改善が必要な住宅が増加し、空室が散見される。効果的かつ効率的な住宅管理を考える時に、建築技術的なことを含め、庁内各課と連携を図り、適切な対応管理が必要でございまして。

次に、学校施設の補修整備についてであります。

雨漏りなど、劣悪な環境下での学校教育現場の状況を踏まえ、抜本的な対応が必要と考える。また、トイレの洋式化についても、一部未実施箇所があり、早急な対応が必要でございまして。

最後に、マリンフェスタ事業についてであります。海の町としてのマリンフェスタ事業の実施は、町内外から好評を得ている。広報活動を図り、継続な開催が望まれるところでございまして。

その他、各所管課の審査においては、将来的な展望に立ち提言や事務事業の執行にあたり細部わたる意見、要望が出されている。また、監査委員から提出された決算審査意見書で指摘された各項目についても十分精査し、今後の行政執行に当たられることを望むものでございまして。

報告は以上で終わります。

(議長)

以上で報告が終わりました。

お諮りします。

ただ今報告がありました各、各認定議案については、議長及び監査委員を除く議員全員による特別委員会ですので、委員長に対する質疑を省略し、これより認定第1号から順次討論・採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、認定第1号から順次討論・採決を行います。

認定第1号、平成29年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を許しません。討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、討論を終結致します。

(議長)

次に、原案に反対の発言を許します。

発言、賛、原案に反対の対する、対するのがありますか。

ないんだ。

はい。なしと認め、認定第1号の採決を行います。

「薄木議員」

議事進行をお願いします。

(議長)

はい、「薄木議員」。

「薄木議員」

ただ今、委員長がですね、全てを認定と申し上げたんですので、あえて採らなくてもいいんでないんですか。議運の委員長、どうなんですかね。

(議長)

認定。

「薄木議員」

認定すべきって、あの・・・。

(議長)

ちょっと、休憩。

(休憩中)

(議長)

はい。休憩を閉じて再開します。

異議なしと認め、認定第1号から順次討論・採決を行います。

認定第1号、平成29年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を

行います。採決ござい、討論ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、討論を終結致します。

認定第1号から採決を行います。

平成29年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第1号は認定することに決定致しました。

(議長)

お諮りします。

認定第2号、平成29年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定から、認定第9号、平成29年度江差町水道事業会計決算の認定までの8件については、この決算に対する委員長の報告通り認定するものです。討論を省略し、順次採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、順次採決を行います。

認定第2号、平成29年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第2号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第3号、平成29年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第3号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第4号、平成29年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第4号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第5号、平成29年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第5号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、日程、認定6号、平成29年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第6号については認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第7号、平成29年度江差町港湾事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第7号について認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第8号、平成29年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定8号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第9号、平成29年度江差町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第9号については認定することに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(行政報告)

おはようございます。

はじめに、公用車の自動車検査証有効期限切れ運行について、ご報告申し上げます。

本件につきましては、7月11日の議会全員協議会、7月27日の第2回臨時会での行政報告におきまして、事案発生に至るまでの経過や再発防止策等につきまして、ご報告させて頂きましたことから、本日は、その後の対応に関しましてご報告させて頂きます。

本年6月23日の車検期間満了を迎える公用車の車検満了日を失念し、25日から27日の3日間に5人が、車検切れのまま約14キロメートルを運行、運行回数5回、をしたことが確認されたことから、道路運送車両法違反の行為として、7月9日に江差警察署へ届出を行って参りました。これを受けて江差警察署では、車検日を失念し無車検であるこ

とを認識して運行した担当職員に対し3回の事情聴取が行われ、また、車検切れに気付かずに運行した他の職員4人に対しては、各々1回、車両管理の責任者としての課長には2回の事情聴取が行われました。

以上、6人に対する事情聴取が行われた結果として、10月25日に担当した職員のみを道路運送車両法違反で江差区検察庁に書類送致されたところであり、検察庁では11月12日に不起訴処分、起訴猶予、となったところでございます。この度の事案において、車検期間満了日を失念したことに加え、車検切れであることを認識して運行したことは、法令等違反であります。組織全体の車両管理の不備が招いた事案であると認識しており、責任の重大さを痛感しております。大変申し訳ございませんでした。

なお、検察庁の処分を受け町としての職員の処分であります。民間からの委員2名を含めた賞罰審査委員会を開催し、担当した職員に対しては、訓告処分、上司である課長及び組織全体の安全運転管理者である総務課長には、厳重注意処分として、去る12月7日付けで処分を行ったところでございます。このような事案を発生させ弁解の余地はございませんが、町民の皆様への信頼回復に向け事案発生を担当課のみならず、全課全職員の自覚と先般の議会全員協議会及び臨時会での行政報告の通り、再発防止に努めていることを申し添えます。

次に、北海道胆振東部地震に伴う停電対応についてご報告申し上げます。

平成30年9月6日午前3時8分頃、胆振管内中東部を震源とする北海道胆振東部地震が発生しました。最大震度は7であり、北海道での観測史上最大規模の地震となり、全道各地に甚大な被害を及ぼしました。江差町では、震度3の揺れを観測し、長、長時間にわたり町内全域が停電となり、住民の皆様は不安を抱えながら過ごされたものと思っております。この度の地震により、全道規模での停電となるいわゆるブラックアウトとなり、江差町においても同日午前3時15分頃から町内全域で停電となり、私も午前3時30分頃に登頂し、情報収集を行うと伴に、停電が長期化するとの見通しから午前6時30分に対策本部を設置し、高齢者等への安否確認や住民への情報発信、避難所の開設等を行って参りました。高齢者等への安否確認につきましては、各町内会、自治会長さん及び民生委員宅、更には介護事業所を訪問し、高齢者等への目配りや声掛け等の協力をお願いしつつ、独居等の心配な高齢者の方については、民生員の協力を得ながら職員とともに直接訪問し、状況の確認を行ったところ。住民への情報発信は、消防遠隔吹鳴装置による停電状況の周知広報や高齢者への熱中症注意喚起等を広報車による町内巡回広報を行ったほか、ホームページ上での発信を行って参りました。

また、避難所開設に当たりましては、非常用自家発電機による電源確保をした上で、6日に江差町保健センターを中心とした3か所を開設、翌7日には4か所を開設し、2日間で15名の15人の方々が避難されて参りました。一方で、住民の皆様が各種情報を入手する手段の1つとしての携帯電話やスマートフォンの電源を確保するため、役場ロビーに充電コーナーを設置すると共に、役場ロビー以外でも各町内会、自治会が独自で充電コー

ナーを設置して頂き、多くの住民の皆様にご利用して頂いたところでございます。

以上、対応した一部を報告させて頂きましたが、6日午後11時50分頃に電源の一部が復旧された時点において、町内の復旧状況を職員による目視で確認し、翌7日午後8時30分頃には、全面復旧した際、同様の確認と避難された方々が帰宅されてことを確認した上で、午後9時45分に対策本部を解散致しました。なお、長時間の充電は誰もが予想していなかった事態でありましたが、その対応への課題を痛感しているところでございます。この度の停電はおよそ2日間ではありましたが、町内での事業所や商店等においても影響はあったところであり、各町内会においても様々な形で協力を頂いたことにお礼を申し上げます。

被災地では、復旧、復興に向け懸命に取り組まれている中、北海道内の自治体は復興に関する職員派遣が継続して行われているところで、当町からも10月1日から5日迄の期間で厚真町へ、11月19日から22日迄の期間でむかわ町へ、それぞれ職員1名を派遣し、被災地での罹災証明発行業務に関し支援して参りましたことも併せてご報告申し上げます。

最後になりますが、この度の停電対応に係る補正予算を9月6日付けで専決処分したことに伴い、今定例会で承認議案を提案させて頂いておりますので、宜しく願い申し上げます。

次に、江差版観光DMOの設立についてご報告申し上げます。

平成30年9月定例会におきまして、所要の補正予算の議決を頂き、設立の手続きを進めておりました、江差版観光DMOにつきまして、配付しております定款の通り、一般社団法人、北海道江差観光みらい機構として、平成30年10月17日に設立登記が完了致しました。今後は、観光客の受け入れのための体験型観光メニューの構築や誘致、インターネット等を活用した効果的な情報発信、更には、販売業務や特産品開発、イベントの実施などにより、観光が町に対してより大きな経済効果をもたらす役割を担うため、来年4月からの本格的な、本格的な始動に向けた準備を進めて参ります。

最後に、寄付採納についてご報告申し上げます。

平成30年10月12日、江差町字楸川町243番地、株式会社、宏栄商事、代表、和田一男様より、地域の防災対策のためと楸川担い手センターにインバータ発電機1台をご寄贈頂いた上、発電機を担い手センターの電源とすることができるよう電気工事も併せて行って頂きました。9月6日に発生した北海道胆振東部地震の影響による停電を契機に、災害時に地域のために何かできることはないかとか考え、担い手センターの機能を維持するため、あるいは携帯電話の充電などに使用できるようにと発電機をご寄贈されたものです。災害時には、電源の確保は水や食料などと同様に重要な要素となっており、深く感謝致しております。

以上のご寄付がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。